

平成28年 6月10日提出

熊本市病院事業条例の一部改正について

熊本市病院事業条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成20年条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「第63条第2項第4号」を「第63条第2項第5号」に、「第64条第2項第4号」を「第64条第2項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行による健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。